

令和5年度

青森県中小企業振興基本条例に基づく年次報告

令和6年9月

青 森 県



## 目 次

はじめに	1
<b>1 令和5年度の本県中小企業の動向</b>	
（1）本県中小企業の動向	2
（2）本県中小企業を取り巻く環境	9
（3）年度別の経済概況等	12
<b>2 令和5年度中小企業振興施策</b>	
（1）令和5年度中小企業振興施策一覧	16
（2）令和5年度中小企業振興施策実施状況及び事例紹介	
① 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること	21
② 中小企業の経営基盤の強化を図ること	51
③ 効果的な融資制度の充実等により中小企業に対する資金の供給の円滑化 を図ること	69
④ 中小企業の創業及び新たな事業の創出の促進を図ること	75
⑤ 中小企業が行う技術開発、新製品の開発及び新たな事業の分野への進出 の推進を図ること	87
⑥ 中小企業の受注の能力の向上及び受注の機会の増大を図ること	97
⑦ 中小企業の販路の開拓の推進を図ること	97
⑧ 中小企業の国際的視点に立った事業展開の推進を図ること	107
（令和5年度に実施した中小企業振興施策を活用した事例紹介）	
・ 業務の効率化を促進するデジタルツールの活用・DX推進のための 組織づくりの支援	49
・ 「りんご酢とオリーブオイルドレッシング」の開発支援	68
・ 『「選ばれる青森」への挑戦資金」によりこだわりの眼鏡店の創業を 支援	74
・ 撮影スタジオ完備の広告デザインプロダクションの創業を支援	86
・ 機能性表示食品「飲む、妙丹柿酢」の開発・届出支援	96
・ 大規模展示会への出展による販路拡大支援	105
・ 商談会への出展による海外への販路拡大の支援	116
<b>3 参考資料</b>	
・ 青森県中小企業振興基本条例（平成19年12月19日施行）	118
・ 中小企業振興庁内連絡会議設置要綱（平成20年2月18日施行）	120



## はじめに

本県の中小企業は、これまで、生産、流通など本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域の経済と雇用を支え、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。県では、平成19年12月に制定された「青森県中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、中小企業の振興を県政の重要課題と位置づけ、県を挙げて取り組んできたところである。

しかし、本格的な人口減少社会の到来による地域経済の縮小、国際情勢を背景とした物価高騰の影響等、かつて経験のない事業環境の変化の中、本県の中小企業にとって極めて厳しい経営環境が続いており、その活力の低下が懸念されている。

このような状況の下、確かな未来を拓く自主自立の青森県をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えようと果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業者が育ち、持続的に発展していけるよう社会全体で支援していくことが重要である。

この報告は、青森県中小企業振興基本条例第10条の規定に基づき、令和5年度に実施した中小企業者の振興に関する施策のうち主なものについて、8つの基本方針に基づき整理して取りまとめ、議会に提出するものである。

### 《中小企業の定義》

中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいう。

また、小規模企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下